(別紙2)

契約書 (案)

物品壳買契約書

収 入 印 紙

沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)が次の物品を購入し、

(以下「乙」という。)がこれを売却することについて、甲及び乙は下記 の条項により契約を締結する。

品名 規格 数量

第1条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 納入期限 年 月 日
- 2 納入場所
- 3 契約金額
- 4 契約保証金額
- **第2条** 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品 の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。
- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。
- 3 納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。
- **第3条** 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ、納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。
- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。
- **第4条** 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。
- 2 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を 認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、更に届け出て検査を 受けなければならない。
- 第5条 乙は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければならない。

- 第6条 乙が、前条の納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。
- **第7条** 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
- 2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
- 3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除 することができる。
- 第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30 日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 第2条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払する ことができる。
- **第9条** 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。
- 第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。
- **第11条** 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- **第12条** 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、 もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、 甲の相当と認めるところによるものとする。
- 第13条 本契約において、暴力団等に関する事項を別記「暴力団等に関する特記事項」 に定める。
- 第14条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350

- 号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- **第15条** 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給 上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。
- **第16条** 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)を 守るものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有する。

年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 玉城 康裕

暴力団等に関する特記事項

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、 本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第2条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請 負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置

を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第3条 甲は、第1条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより 乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に 損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、 甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することが できる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯し て支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨 げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第4条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。